

はじめに

(1) 公営住宅等長寿命化計画策定の背景

平成 18 年に住生活基本法が制定され、良質な住宅ストックを次世代へと継承すること等が住宅施策の重要課題であるとされました。

平成 20 年度の財務省予算執行調査では、築後 30 年以上を経過した老朽公営住宅が大量に存在している一方、公営住宅ストックに関する長寿命化の視点を含めた効果的な更新の計画が不十分とされ、公営住宅等長寿命化計画の策定が必要とされています。

これらを踏まえ、国土交通省は平成 21 年度より、公営住宅等長寿命化計画の策定とこれに基づく長寿命化に資する改善等の実施が進むよう、計画策定費、改善事業費、設計費の助成費を社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけています。

また、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック改善事業に係る社会資本整備総合交付金の交付にあたっては、原則公営住宅等長寿命化計画に基づいて行う必要があり、平成 26 年度以降は、本計画に基づく建替、改善事業以外は助成対象外になります。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第 5 次江別市総合計画」の住宅分野の部門別計画である「江別市住宅マスタープラン」を上位計画とする、江別市の市営住宅の維持管理計画です。

【計画の位置づけ】

